

協定にかかる細則

1 業務名称

令和6年度「小学生向け民間事業者を活用した課外学習支援事業（寺子屋ちゅうおう）業務」

2 目的

本事業は、教育環境の充実をはかるため、塾等の事業者が公共施設等を活用した課外学習支援を実施することで、小学生の習熟度に応じた学力向上を目的とする。また、利用者に対しては、塾代負担の軽減等のメリットを提供し、経済的に困難を抱える家庭の生徒であっても民間事業者のノウハウを活用した放課後の学びの機会を得られるようにする。

3 基本条件・事業の実施方針

- (1) 本事業は、小学校5・6年生の習熟度に応じた学力向上を目的とするため、受講者の習熟度に合わせた少人数制個別指導（講師1人に対し生徒5人以下を基準）とし、各受講者に柔軟に対応するものとする。
- (2) 1人あたりの受講料は、月額上限10,000円（教材費を含む）とし（大阪市習い事・塾代助成事業で交付されるバウチャー（クーポン券）を代用可能）、受講者の塾代負担の軽減を図るものとする。
- (3) 受講者から乙が徴収する1人あたり受講料月額上限10,000円（教材費を含む）（「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されるバウチャー（クーポン券）を代用可能）は、全額、乙の収入とする。
- (4) 本事業は、本市が指定する場所を実施場所（オンラインによる場合を除く）とする。
- (5) 実施場所が使用できない場合は、実施場所の変更もしくは受講者に受講の意思を確認のうえ、オンライン授業等の対策を講じるものとする。
- (6) 甲は、実施会場の提供（オンラインによる場合を除く）、中央区役所の広報紙「広報ちゅうおう」（1回以上）・中央区役所ホームページへの情報掲載（1回以上）、区内の小学生向けチラシの配布（1回以上）を行い、乙は、受講料収入の範囲内で内容を構築し、課外学習支援事業の実施・運営を行うものとする。
- (7) 開講開始時期は、原則として令和6年12月とする。
- (8) 乙は、令和7年度も継続して受講する受講者情報を集約し、個人情報の保護に留意のうえ、甲に引き継ぐものとする。

4 業務内容

基本条件・事業の実施方針を踏まえて、次に掲げる事項について行うこととする。

(1) 企画について

小学生の習熟度に応じた学力向上を目的とした本事業を効果的に実施するため、以下の業務を相互に関連づけながら実施すること。

(2) 課外学習支援事業（寺子屋ちゅうおう）の実施・運営について

- ア 上記(1)に基づき、業務実施体制を整え、年間事業計画書（スケジュール等）に基づき事業目的達成に向けた運営を実施すること。
- イ 区内の小学生向けチラシを作成すること。（やさしい日本語の活用やルビをふるなど誰でもわかりやすいチラシにすること。当区の多言語での事業紹介HPにリンクする二次元コードを記載すること）

区内小学校以外の区が指定する施設に配布するチラシも印刷すること（100部程度）

参考 大阪市立小小学校在籍人数 小5:647人、小6:631人（令和6年5月1日現在）

- ウ 国語、算数の指導を行うこと。必要な場合は英語も含めること。教材を使用する場合は、自社商品を使用することができる。
- エ 課外学習支援事業（寺子屋ちゅうおう）の実施にあたっては、事業目的を達成できるに相応な指導を実施する開講スケジュール（年間13日以上）を確保すること。
- オ 受講時における受講者の事故について対応できる保険に加入すること。
- カ 受講者定員については30名程度とする。ただし、定員を超える場合についても、適切に実施できるよう体制を構成すること。
- キ 各受講者をきめ細かく指導・フォローできる体制を確保すること。特に、小学校の学習指導要領に基づく学習内容の理解が十分でない場合は、その原因を分析し、基本的な内容からの指導や、やさしい日本語の活用などの工夫をすること。必要に応じて、文部科学省のホームページに掲載されている「子供の学び応援サイト～子供の学び応援コンテンツリンク集～」を活用すること。
- ク 学習コーディネーター（教育実務経験者）による面談（1回以上）を実施し、家庭学習相談、進路相談等を行うこと。また、面談の実施場所については甲と乙で協議すること。
- ケ 指導にICT教材を使用する場合は、大阪市が指定する場所にはw i - f i設備等の通信環境が整備されていないことを前提にICT教材を用意すること。なお、コンピュータウイルス対策など必要な対策を行うこと。
- コ オンライン授業等を実施する際は、必要な機材について一定数確保するなど、環境の整わない受講者に配慮すること。
- サ 受講者定員の充足率向上のため、必要に応じて体験学習会や事業説明会を行うこと。
- シ 各小学校の感染症の状況を鑑み、必要な感染予防対策を講じること。また、体調が悪い講師には指導させないこと。

（３）検証業務

- ア 受講開始時及び受講終了時にアンケートを行い、ニーズ・傾向等の把握に努めること。
- イ 各受講者の出席状況、理解度、習熟度等を記録した個人カルテを作成し把握すること。
- ウ ア・イによる分析・検証を実施し、事業完了時に、個人カルテ、アンケート等（以下「資料」という）による各受講者の変化等について総括的な意見を付し、資料とともに甲に報告すること。
- エ ア～ウの内容や実施時期については、事前に甲と協議すること。

（４）危機管理体制

- ア 災害時（地震・火災発生等）、事故・事件、怪我等の発生や受講者同士のトラブル（喧嘩・いじめ等）、苦情やクレームに対する各マニュアル及を整備のうえ、乙の全従事者に対して理解徹底を図るとともに危機管理に関する職員研修を実施すること。
- イ 災害時には、速やかに受講者の保護者と連絡が取れる体制を構築すること。また、甲へも速やかに報告すること。

5 目標

放課後課外学習に参加した受講者が、参加前よりも学校の授業が分かるようになったと感じることを目標とし、アンケートにより調査する。

6 事業実施期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日

7 実施日時

実施曜日：金曜日（祝日・お盆・年末年始期間を除く）

基本時間帯 午後4時～午後6時15分（準備、後片付け時間を含む）

基本時間帯を上記として定めるが、午後6時30分より中学生の課外学習事業があるため、終了時間については、締結後に甲と協議を行い決定すること。

小学5・6年生が参加しやすい時間帯に設定すること。

各会場施設の利用規定および甲の指示に従うこと。

緊急時・災害時においては、使用を制限する場合がある。その際は、甲の指示に従い、適切に対応すること。

8 事業実施場所

大阪市が指定する場所

大阪市立中央会館会議室：大阪市中央区島之内2-12-31 駐輪場の使用可

9 事業計画及び実施方法並びに事業報告

（1）事業実施にあたっては、事前に本市担当者と協議の上、事業実施計画書を作成し、当初に年間事業計画書を提出すること。

（2）協定締結後にやむを得ない事情により、当初のスケジュールの中で開講できない日が発生した場合は、甲と乙において適宜協議、調整を行うこととする。

（3）本事業実施後、毎月及び年度終了後事業及び収支の詳細な内容を明記した事業実施報告書を作成し、提出すること。

10 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

乙は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施し、実施内容（日時や人数、内容等）の報告を実施報告書とともに提出すること。

11 その他

（1）乙は、本事業の実施にあたり、実施日時又は実施場所を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（2）当業務において収集した個人情報については、当業務目的の範囲内で使用すること。目的外の使用は一切認めない。個人情報の保管については、細心の注意を払い、事故が生じないよう業務を進めること。また、業務完了後は速やかに個人情報を破棄すること。

（3）乙は、安全管理をはじめとする危機管理体制に留意し、当業務の運営スタッフについては個人情報保護、人権についての事前研修を行うこと。児童虐待が疑われる事案があった場合、受講者本人に可能な範囲で状況を確認のうえ、保護者等の了解の有無に関わらず、こども相談センター（児童虐待ホットライン含む）もしくは区子育て

支援室等に通告すること。

- (4) この方針及び募集要項に定めのない事項については、その都度、甲と乙において適宜協議、調整を行い決定することとする。

本細則の締結を証するため、細則書面 2 通を作成し、甲及び乙の代表者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 12 月 1 日

甲 大阪市中心区長 稲嶺 一夫

乙